

令和6年度 第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録

開催日時

令和7年2月7日（金） 13時30分～15時10分

開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

出席者

（委員）

佐藤委員（専門分科会長）、横山委員（専門分科会長職務代理者）、大塚委員、尾木委員、小出委員、佐瀬委員、鈴木委員、中原委員、原委員、松崎委員、松本委員

（市職員）

川端健康福祉局長、森こども家庭部長、三輪こども政策課長、久保こども家庭支援課長補佐、鈴木児童相談所開設準備課長、北川保育運営課長、渡邊保育入園課長、齊藤地域子育て支援課長、高橋地域保健課長、その他関係各課職員

（事務局）

こども政策課 渡邊課長補佐、古川主査（総務企画係長）
住田主事、成松主事

次第

1. 開会
2. 議題等
 - （1）専門分科会長及び専門分科会長職務代理者の選任について
 - （2）小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について
 - （3）こども誰でも通園制度の概要について
 - （4）船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）
 - （5）第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（案）について
 - （6）船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」（案）について
3. 閉会

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

定員10人 傍聴者2名

議事

1. 開会

○事務局（こども政策課長補佐）

定刻となりましたので、これより令和6年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課 課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。はじめに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

本日の審議は2時間程度を予定しております。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつきますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度、トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。

ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの挙手機能でお知らせください。指名を受けましたら、挙手機能を使っていれば手のひらマークをクリックして手を下げて、マイク機能をオンにして、ご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、一斉改選後初の会議となりますので、本日もご出席の委員の皆様をご紹介します。

(委員紹介)

続きまして、市側の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは資料の確認をさせていただきますが、その前にご報告がございます。

事前に送付させていただきました資料から追加がございましたので、本日も会場にお越しの委員の皆様には、机の上に置かせていただいております。オンライン参加の委員の皆様には、昨日メールで送らせていただきました。

それでは上から、

会場席次表

次第

配付資料一覧

資料1 小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について

参考資料1 小規模保育事業A型の設備基準（抜粋）

資料2 こども誰でも通園制度の概要について

資料3 船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）

資料4-1 第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（案）について

資料4-2 今の計画の概要について

資料5-1 船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」（案）

資料5-2 今の計画の概要版

最後に、追加資料1 成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等についての12点になります。

不足はございませんでしょうか。不足がある場合には、予備の資料をお渡しいたしますので、お知らせください。

本日の会議の進行などについてのご案内は、以上となります。

2. 議題等

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、議事に入りますが、船橋市社会福祉審議会運営要綱第3条第4項の規定によりまして、専門分科会長が議長を務めることとされておりますが、今回が令和6年7月1日の改選後、はじめての会議となります。

つきましては、専門分科会長が決まるまでの間、健康福祉局長が仮議長として会議を進行することとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、川端健康福祉局長、よろしくお願いいたします。

○仮議長（健康福祉局長）

仮議長を務めさせていただきます、健康福祉局長の川端でございます。

よろしくお願いいたします。

本日の会議は、15名の委員のうち、11名の方々にご出席をいただいておりますので、船橋市社会福祉審議会運営要綱第4条第1項に規定されております、過半数の「定足数」に達しておりますことをご報告いたします。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は「公開」とさせていただきます。傍聴者の定員につきましては、10名までとして、市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。

本日は2名の傍聴者の方がいらっしゃいます。

それでは、ここで傍聴者の方に入場させていただきます。

（傍聴者入場）

傍聴者の皆様は、受付の際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴いただくようお願いいたします。

(1) 専門分科会長及び専門分科会長職務代理者の選任について

○仮議長（健康福祉局長）

それでは、一つ目の議題です。船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の専門分科会長につきましては、船橋市社会福祉審議会運営要綱第3条第3項の規定によりまして、委員の互選により定めることとされております。

どなたかご推薦はございますでしょうか。

○事務局

事務局です。オンライン参加者の中原委員が手を挙げています。

○仮議長（健康福祉局長）

では、中原委員、マイクのミュートを解除し、ご発言をお願いいたします。

○中原委員

中原でございます。オンライン環境から発言をさせていただきます。

専門分科会長に佐藤有香委員をご推薦したいと思っております。

佐藤委員は、保育学、幼児教育学の立場から、こどもの理解と援助について、様々なご研究の活動をされておりますし、広く児童福祉施策の推進にご尽力されています。

また、船橋市の附属機関の子ども・子育て会議でも副会長を務めており、ご自身の知見を発揮し、会議の運営をととてもスムーズにされてこられている実績もございます。

佐藤委員にぜひ専門分科会長をお願いしたいと思っておりますので、ご推薦申し上げます。いかがでしょうか。

(拍手)

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。

ただいま、中原委員より専門分科会長に佐藤委員のご推薦をいただきまして、皆様方からもご承認ということかと思っております。

それでは、佐藤委員に専門分科会長をお願いしたいと思います。

佐藤専門分科会長におかれましては、専門分科会長席にご移動をお願いいたします。

(佐藤委員 専門分科会長席へ移動)

早速で恐縮ではございますが、佐藤専門分科会長、一言ご挨拶いただければと思います。

○佐藤専門分科会長

はい。では、着座にて失礼いたします。

ただいま、皆様にご承認いただき社会福祉審議会児童福祉専門分科会の会長に就任いたしました、和洋女子大学の佐藤と申します。

なにぶん、若輩ではございますが、委員の皆様と船橋市の児童福祉の事業の更なる発展に寄与できるよう、精一杯、務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いたします。

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、佐藤専門分科会長にお願いしたいと思います。よろしく願いたします。

○佐藤専門分科会長

はい。それでは早速ではございますが、続きまして、専門分科会長職務代理者の選任についてですが、私からご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

専門分科会長職務代理者は横山委員にお願いしたいと思います。

横山委員は、幼稚園や小学校教諭としてのご経験があり、子育てに関する様々な審議会等の委員としてもご活躍されていることなどから、専門分科会長職務代理者として適任だと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○佐藤専門分科会長

それでは、横山委員に専門分科会長職務代理者をお願いしたいと思います。

横山委員は、こちらにあります専門分科会長職務代理者席へ移動をお願いします。

(横山委員 専門分科会長職務代理者席へ移動)

それでは早速ではございますが横山委員、一言ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○横山委員

はい。横山でございます。謹んでお引き受けいたします。

不慣れではございますが、どうぞよろしく願いたします。

(2) 小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について

○佐藤専門分科会長

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の2点目、「小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について」です。
保育運営課よりご説明をお願いいたします。

○保育運営課長

それでは、本日の議題「小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について」をご説明させていただきます。

資料1に基づき、ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。

本年4月1日に開設を予定する小規模保育事業A型の5施設の計画について、名称、所在地、定員、等を記載してございますが、この5施設について、本日、皆様にご意見をお伺いするものでございます。

2ページをご覧ください。

こちらは、船橋市全域における各施設の計画地の位置を示す図となっております。
東西南北中央と5つの行政ブロックを黒の実線で分けた図となっております。

今回ご意見をお伺いする小規模保育事業A型の設置計画は、西部地域に1園、中部地域に1園、東部地域に3園となっております。

3ページをお開きください。こちらは後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらは「(仮称)中台リトルナーサリー」の計画概要となっております。

運営事業者は、「学校法人清徳学園」であり、船橋市内で幼稚園、中台幼稚園を1施設運営しております。この計画はこの中台幼稚園の隣地の建物を改修し、小規模保育事業を開設するものです。

3の認可定員については、1～2歳までで合計12名の定員を設定します。

なお、小規模保育事業の設備基準については、別添の右上に「参考資料1」として添付しておりますので、併せてご覧ください。

4の開所時間については、平日・土曜日ともに午前7時30分から午後6時30分までの11時間となります。

5の施設の状況についてでございますが、表の中段でございます、屋外遊戯場については、2歳児以上1人当たり3.3㎡以上という面積基準があり、本計画については、基準を満たす園庭が確保できないため、表の欄には「無」と表記しています。

なお、基準を満たす園庭を確保できない場合は、近隣の公園等を園庭の代替地として設定する必要があり、欄外にはその代替地の名称を記載しています。

当施設においては、隣接する中台幼稚園の園庭を使用します。施設の敷地から直接出入りできるため、移動中の園児の安全は確保されています。

5ページをご覧ください。

6の敷地・建物の状況につきましては、記載のとおりとなっております。

7の不動産の貸与については、法人が所有する土地及び建物で運営する計画となっております。

8の職員の配置予定数ですが、施設長予定者については、船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準において、記載のとおり要件を定めております。本計画の施設長予定者は、経験のある保育士を新たに採用するものであり、要件に該当する者であること

を確認しております。

施設長以外の職員の配置予定ですが、保育士は、定員より算出した認可上必要となる配置数が、3人以上であることに対し、7人配置する予定となっております。

9の連携施設の設定状況ですが、連携施設について、小規模保育事業は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるように連携施設を確保する必要性があり、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園児の受入れ」の3項目の連携施設を設定する必要があります。

本計画においては、3項目とも中台幼稚園が連携先となる予定となっております。

6ページをご覧ください。

施設の運営方針については、法人の保育理念、保育方針、保育目標等について、参考として掲載しております。

7ページの詳細図をご覧ください。

計画地は、新京成線前原駅より徒歩5分ほどの距離にあり、同法人が運営する幼稚園と隣接しております。また、送迎用の駐車場については併設の幼稚園の駐車場を利用でき、駐輪場は敷地内に確保しております。

以上、「(仮称)中台リトルナーサリー」についての説明となります。

続きまして8ページをご覧ください。

こちらは「(仮称)キッズルームはさまわかば」の計画概要となっております。

運営事業者は、「株式会社ウェルシーライフサービス」であり、千葉県内で小規模保育事業を1施設運営しております。

3の認可定員については、0～2歳までで合計15人の定員を設定します。

4の開所時間については、平日は午前7時から午後7時までの12時間、土曜日は午前7時から午後6時までの11時間となります。

5の施設の状況については、表の中段にございます屋外遊戯場については、基準を満たす園庭が確保できないため、表の欄には「無」と表記しております。

なお、代替地として、徒歩500mの距離にある「石の山公園」を使用します。

9ページをご覧ください。

6の敷地・建物の状況は、記載のとおりとなっております。

7の不動産の貸与については、建物を賃借して運営する計画となっております。また、賃貸借契約期間は開所から10年以上確約されていることを確認しております。

8の職員の配置予定数ですが、施設長予定者については、系列園からの異動者であり、要件に該当する者であることを確認しております。

施設長以外の職員の配置予定ですが、保育士は、定員より算出した認可上必要となる配置数が、4人以上であることに対し、6人配置する予定となっております。

9の連携施設の設定状況ですが、3項目とも記載の施設が連携先となる予定となっております。

10ページにつきましては施設の運営方針を掲載させていただいております。

11ページの詳細図をご覧ください。

計画地は、東葉高速線飯山満駅より徒歩2分ほどの距離にあり送迎用の駐車場及び駐輪場も確保しております。また、園庭の代替地として設定する石の山公園が園の西側徒

歩7分程度の距離にあります。

以上、「(仮称) キッズルームはさまわかば」についての説明となります。

続きまして、12ページとなります。

こちらは「(仮称) プチリック飯山満町園」の計画概要となっております。

運営事業者は、「リックキッズ株式会社」であり、千葉県内で小規模保育事業を5施設、県外で1施設、県外で企業主導型保育事業を3施設運営しております。

当該計画については、東葉高速線の高架下での計画となっております。

3の認可定員については、0～2歳までで合計19人の定員を設定します。

4の開所時間については、平日・土曜日ともに午前7時から午後7時までの12時間となります。

5の施設の状況について、表の中段にあります屋外遊戯場については、基準を満たす園庭が確保できないため、表の欄には「無」と表記していただいております。代替地は徒歩400mの距離にある「飯山満くすの木公園」を使用します。

13ページをご覧ください。

6の敷地・建物の状況は、記載のとおりです。

7の不動産の貸与については、建物を賃借して運営する計画となっております。また、賃貸借契約期間は開所から10年以上確約されていることを確認しております。

8の職員の配置予定数ですが、施設長予定者については、系列園からの異動者を予定しており、要件に該当する者であることを確認しております。

施設長以外の職員の配置予定ですが、保育士は、定員より算出した認可上必要となる配置数が、5人以上であることに対し、8人配置する予定となっております。

9の連携施設の設定状況ですが、3項目とも記載の施設が連携先となる予定となっております。

14ページにつきましては、施設の運営方針について参考に掲載しております。

15ページの詳細図をご覧ください。

計画地は、東葉高速線飯山満駅より徒歩6分ほどの距離にあり送迎用の駐車場は敷地外の近隣の駐車場を確保する予定で、駐輪場についても確保はしているところでございます。また、園庭の代替地として設定する「飯山満くすの木公園」が園の東側徒歩5分程度の距離にあります。

以上、「(仮称) プチリック飯山満町園」についての説明でございます。

16ページをご覧ください。

こちらは「(仮称) プチリック芝山園」の計画概要となっております。

運営事業者は、1つ前の③でご説明した「(仮称) プチリック飯山満町園」と同様の事業者となります。

3の認可定員については、0～2歳までで合計19人の定員を設定します。

4の開所時間については、平日・土曜日ともに午前7時から午後7時までの12時間となります。

5の施設の状況について、表の中段にあります屋外遊戯場については、基準を満たす園庭が確保できないため、表には「無」と記載させていただいております。代替地は徒歩400mの「芝山南公園」を使用することになります。

17ページをご覧ください。

6の敷地・建物の状況は、記載のとおりです。

7の不動産の貸与については、建物を賃借して運営する計画となっております。また、賃貸借契約期間は開所から10年以上確約されていることを確認しております。

8の職員の配置予定数ですが、施設長予定者については、新規採用職員で、要件に該当する者であることを確認しております。なお、提出された履歴書で、過去に幼稚園での勤務経験があることが確認できたため、上記の「児童福祉事業等に2年以上従事した者」についても該当しております。

施設長以外の職員の配置予定ですが、保育士は、定員より算出した認可上必要となる配置数が、5人以上であることに対し、8人配置する予定となっております。

9の連携施設の設定状況ですが、3項目とも記載の施設が連携先となる予定となっております。

18ページをご覧ください。

11の施設の運営方針については、飯山満町園と同じですが、参考としてこちらの方に掲載しております。

19ページの詳細図をご覧ください。

計画地は、東葉高速線飯山満駅より徒歩11分ほどの距離にあり、送迎用の駐車場及び駐輪場も確保しております。また、園庭の代替地として設定する芝山南公園が園の東側徒歩5分程度の距離にあります。

以上、「(仮称)プチック芝山園」についての説明となります。

20ページをご覧ください。

こちらは「(仮称)ハートフルキッズ馬込沢保育園」の計画概要となっております。

運営事業者は、「株式会社パワーネット・フィールド」であり、千葉県外で小規模保育事業を2施設、県外で企業主導型保育事業を3施設運営しております。

3の認可定員については、0～2歳までで合計19人の定員を設定します。

4の開所時間については、平日・土曜日ともに午前7時から午後7時までの12時間となります。

5の施設の状況は、記載のとおりで、園庭は敷地内に設けられております。

21ページをご覧ください。

6の敷地・建物の状況は、記載のとおりとなっております。

7の不動産の貸与については、建物を賃借して運営する計画となっております。また、賃貸借契約期間は開所から10年以上確約されていることを確認しております。

8の職員の配置予定数ですが、施設長予定者については、系列園からの異動者であり、要件に該当する者であることを確認しております。

施設長以外の職員の配置予定ですが、保育士は、定員より算出した認可上必要となる配置数が、5人以上であることに対し、10人配置する予定となっております。

9の連携施設の設定状況ですが、3項目とも記載の施設が連携先となる予定となっております。

22ページをご覧ください。

施設の運営方針について参考として掲載しております。

23ページにつきましては、こちらが詳細図となります。

計画地は、東武アーバンパークライン馬込駅より徒歩7分ほどの距離にあり、送迎用の駐車場及び駐輪場を確保しております。

以上、「(仮称)ハートフルキッズ馬込保育園」についての説明となります。

この5施設について、ご説明いたしました事項以外についても、認可基準に適合するよう適切に計画されていることを確認済みであることを申し添えます。

先ほど、飛ばしておりました、資料の3ページにお戻りください。

こちらは、令和6年4月における地区別の待機児童数一覧となります。

表示は待機者の第1希望のみ的人数で、本市の基準により算定しています。

令和6年4月の市全体の待機児童数は「373人」となり、「ハートフルキッズ馬込保育園」が位置する西部においては、1、2歳児においてそれぞれ「60人」と「40人」の待機児童が発生しております。

「プチリック芝山園」が位置する中部地区においては、1、2歳児においてそれぞれ「20人」と「9人」の待機児童が発生しております。

なお、「中台リトルナーサリー、キッズルームはさまわかば、プチリック飯山満町園」が位置する東部地区においては、1、2歳児においてそれぞれ「67人」と「39人」の待機児童が発生しております。

以上のことから、当該地域において、各施設の必要性があるものと考えております。

ご説明は長くなりましたが、以上となります。どうか、ご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○佐藤専門分科会長

ご説明、ありがとうございました。

それでは、小規模保育事業A型の全5施設についてご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いします。

オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

松本委員お願いいたします。

○松本委員

松本です。3点ほどございます。

まず、中台リトルナーサリーさんですが、これは質問というか、懸念事項なので安全確保に努めていただきたいという意見ですけれども、恐らく今まで幼稚園で初めて1～2歳児を預かるということですので、例えば園庭を共有するということですが、3～5歳児が活発に遊んでいる中で、1～2歳児と一緒に遊ぶだとか、あるいは1～2歳児の保育の経験のない先生が見られるということで、なかなかチャレンジな始まりになると思いますので、安全確保に十分気をつけていただきたいと感じました。

それから2点目なのですが、プチリックの2園、キッズルームはさまわかばのこの3園は卒園児の受け入れが不二幼稚園ということになっておりますが、私、飯山満地域に住んだことがあるので分かるのですが、保育園のある場所とこの不二幼稚園の場

所は地図上の見た目では近いですが、駅を利用される方の動線とは逆方向にあります。特に芝山側にある園の方はおそらくこの不二幼稚園の場所すらも分からないというような状況であるかと思えます。

通わせるのが結構大変だと思うのですが、何か園バスなどが走るとかそういうことが決められているかどうか、卒園の時期になって困らないように調整されているといいと感じました。

それからもう1点、同じプチック飯山満町園の件ですが、飯山満くすの木公園は屋外遊戯場の代替地になっております。

この園の場所から、このくすの木公園というところまでは歩道がなく、私の記憶では道路を渡るための横断歩道もないです。

園児の安全確保がもちろんですが、その確保するための、恐らく移動の時の先生方の大変さというのが想像を超えるような感じがいたします。今まで私もこの委員をやらせていただいて、こういった屋外遊戯場代替地で行うところをいくつか見させていただいていますが、今まで見た中で、あるいは私が知っている市内の園の中で一番この移動どうするのだろうかと言ったような、危険を感じるような道路を渡っていくような感じになります。

ぜひ、一度そこを確認していただけたらと思います。

以上です。

○佐藤専門分科会長

はい、ありがとうございます。お願いいたします。

○保育運営課長

はい。まず、中台のリトルナーサリーについては、おっしゃるとおり、0歳を設定してないというところで、確かに初めてというところで1～2歳だけの利用定員の設定となっておりますので、そこについては、園の方にも園庭で遊ばせる時には注意するように、こちらの方から委員さんのご意見をお伝えさせていただきます。

先ほど3園の連携先の不二幼稚園ですが、2号認定子どもについては、バスがなく、1号認定の方はバスがあるという状況にはなっております。

委員がおっしゃるように、ご負担を少しおかけするようにはなってしまうのですが、そういうような状況でございます。

先ほど、くすの木公園ということで、プチック飯山満町園の移動時の安全対策ということになってくると思いますが、これについては、当課の職員が実際に現地の方の確認はしましたけれども、特段、危険と見られるものはございませんでした。

ただ、代替園庭までは0～1歳は大型ベビーカーで移動をします。あと2歳児以上は園児同士、職員と園児とで、手を繋いで移動し、職員が必ず道路側を歩くようにし、安全に配慮して実施するとのことでした。

一部信号のない横断歩道がありますので、法人には十分注意するよう伝えて参ります。以上でございます。

○佐藤専門分科会長

はい、ありがとうございます。

実際の運営を想定していただいた貴重なご意見ありがとうございます。

それでは他にご質問、ご意見はございますか。

小出委員お願いいたします。

○小出委員

小出です。よろしくお願いします。

全ての連携施設のことでお伺いしたいと思うのですが、キッズルームはさまわかばの代替保育の先がキッズルーム蘇我となっていて、これかなり距離が遠いのではないかと思います。この距離を考えて代替保育の提供先として妥当なのかというのは素朴に思いました。

同じくプチリック関係ですけれども、こちらと同じプチリックですけれども八千代緑が丘園となっていますので、これも距離があるのかなというところと、特にプチリック八千代緑が丘園を調べたところ、こちらは小規模A型の保育園になっていたのもこれで大丈夫なのかというのが素朴に思いました。

あと最後ですけれども、ハートフルキッズ馬込沢保育園で卒園児の受け入れ先がコスモス幼稚園となっていて、幼稚園を希望される方は問題ないと思うのですが、もし保育園ということになると、その先がどうなるのかというのが気になりました。

以上です。

○佐藤専門分科会長

はい、ご意見ありがとうございます。お願いいたします。

○保育運営課長

はい、保育運営課長です。

おっしゃるとおり、まず代替保育ですが、保育者の例えば病気とか休暇、研修等によりまして、家庭的保育事業等によるこの保育の提供が一時的に困難となった場合に連携施設もしくは家庭的保育事業の保育場所において、職員を派遣するなどの形で代わりの保育を提供することが連携内容として1つあげられますので、系列園というところで、事前に分かっていたら、その職員がもし行ければ、そちらの園に出向いて小規模保育の園でやることができますので、そういったところでは、連携にそんなに心配はないと、要は職員の移動で対応できるというところで心配はしてないところではございます。

あと卒園児の受け入れでございますが、船橋のコスモス幼稚園、先ほどハートフルキッズ馬込沢保育園、ここからの卒園児の受け入れですけれども、幼稚園の中でも開園時間の長い園を受け入れ先として設定するようにしております。

開園時間の方はそういったことでお願いしてはいますが、それ以外の利用調整においても、卒園後の利用調整においても小規模の卒園児というのは加点をされていて、他よりももう少し入りやすい、転園の方もしやすいと言いますか、そのような形になっております。

以上です。

○佐藤専門分科会長

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

それでは当該「小規模保育事業A型」について市長が認可することを「適当」とする意見としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では意義なしと認めます。ありがとうございました。

(3) こども誰でも通園制度の概要について

○佐藤専門分科会長

それでは続いて議題の3点目、「こども誰でも通園制度の概要について」です。

保育運営課よりご説明をお願いいたします。

○保育運営課長

はい。それでは次の議題の「こども誰でも通園制度の概要説明について」ご説明をさせていただきます。

資料2、1ページをご覧ください。

まず、これまで仮称であった「こども誰でも通園制度」という名称については、法令上、「乳児等通園支援事業」という名称に決定されましたが、本日の説明では通称の「こども誰でも通園制度」としてご説明させていただきます。

1の制度の概要です。

普段保育園等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育園等への通園を可能とするものです。

対象となる児童は、普段保育園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもです。

利用可能な施設としては、保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、幼稚園などが挙げられます。

利用時間の一人あたりの上限は月10時間となっております。

2の背景・目的です。

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があります。

こうした状況を踏まえ、こども家庭庁では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、この新たな通園制度を創設することとなりました。

3の実施スケジュールです。

まず、国のスケジュールですが、令和5年度より全国のいくつかの自治体において試行的に実施しており、国は令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から法に基づく新たな給付制度として全国の自治体で実施することとなっております。

一方、市のスケジュールとしては、令和8年4月の本格実施に向け、令和7年度中の実施を予定しております。こども家庭庁から提供される最新の情報を注視しつつ、他自治体の先進的な取り組みや課題なども参考にしながら、本市の実情に即した制度設計を進めていく予定です。

また、認可のための基準条例を制定する必要があります。これは、国が定めた設備及び運営に関する基準に基づき、市の条例を制定するものです。

2ページをご覧ください。

「こども誰でも通園制度」は法的な認可制度となり、私立施設では市の認可が必要となります。法令上、認可をする前に、「市町村児童福祉審議会等」への意見聴取が義務付けられています。これまで船橋市では、「船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」にて、保育所等の認可にかかる意見聴取を行ってまいりましたことから、こども誰でも通園制度の認可においても同様に本分科会にて意見聴取を行いたいものと考えております。

つきましては、令和7年度以降の実施に向けては、今後の本分科会で、保育所等の開設・認可と同様に、新たに「こども誰でも通園制度」を開始しようとする施設・事業者について、ご意見を伺った上で、市で認可を行い、事業を開始していくことになる予定でございます。

以上で、「こども誰でも通園制度」についての説明を終わりますが、今後のための予告ではないですが、事前にご説明させていただこうと思ひまして、今日この時間を設けさせていただきました。

ありがとうございます。

○佐藤専門分科会長

はい、ご説明ありがとうございます。本格施行に向けてということですが、委員の皆様、こども誰でも通園制度に関してご意見、ご質問等ありましたら会場の方は挙手をお願いいたします。

オンライン参加の方はカメラに向かって挙手をさせていただくか、手上げ機能にてお知らせください。

松崎委員お願いいたします。

○松崎委員

はい、松崎です。

1点、この中の1ページ目の最後のところに、今後まだまだ決まってない部分が多いのだと思いますが、本市の実情に即したと書いてあるのですが、実際に本市の実情というのはどのようにお考えなのでしょうか。

○佐藤専門分科会長

お願いいたします。

○保育運営課長

保育運営課長です。ありがとうございます。

本市の実情ですが、先ほども待機児童の話をさせていただきました。

やはり、市としてはまず待機児童解消が当然優先課題となっております。

しかしながら、8年度に、全国の自治体で実施しなければいけないということで準備を進めていきたいと思っております、なかなか保育所や幼稚園さんとか、非常に難しいところはあると思いますが、少し余裕がもしあるようであれば、そういう所は意向調査をさせていただいて、事業者の方のご希望に沿ったような形で少しずつでも始めていきたいと思っております。

制度設計に当たっては、やはり保育所、幼稚園の団体さんの方とお話をお伺いしながら、制度設計は進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございました。

他、よろしいでしょうか。

はい。松本委員お願いいたします。

○松本委員

松本です。

今、市内では一時預かり保育が行われていて、この背景・目的が被るところがあると思っております。その辺の制度をどうしていくのかということと、あと、本市の実情ということで、是非、松崎さんと尾木さんに幼稚園と保育園の状況をお伺いできればと思いました。

○保育運営課長

保育運営課長です。

まず、一時預かり事業なのですけれども、当然、一時預かり事業と、別の制度として通園制度というのが始まっています。

違いですが、一時預かり事業のように家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や保護者の負担軽減のため、一時的に預かり必要な保護を行う、いわば保護者の立場からの必要性とは異なりまして、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備することを目的としてということで、国の方からお話がありました。

我々としましては、本当に一時預かりと同じような形ではございますが、子育ての悩みを積極的に聞いたりとか、少しでもアドバイスができるような形で行えればと考えているところでございます。

以上です。

○佐藤専門分科会長

はい、ありがとうございます。
あわせて、それでは今の実情を。

○松崎委員

実情というか、今の話からするとですね、船橋市の一時保育は実はすごく素晴らしいものなのだと私は思っています。例えば、船橋市には以前、保護者のリフレッシュというものがあり、それが2日間使えるんですね。それが最大2日間、月に使っても20時間ぐらい使えるので、本当にこどものことを真ん中に考えた時には、月に10時間というのではなく2日間使えた方がまだいいのではないかとも思っていますし、実際に保護者の悩みとかそういうものも一時保育でも十分聞けるといふところもあるので、なんら変わらないものなのだなという現場からの立場ではございます。

ただ、これは国が実施しなければいけないということですので、船橋市と協力しながら、できるところはやっていきたいと考えています。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。
尾木委員、いかがでございますか。

○尾木委員

はい。幼稚園連合会の尾木でございます。

松本先生のご指摘、本当にごもつともだなと思ったのですが、一時預かりの一般型を私の園でもやっております、大変好評を得ているところであります。

こども誰でも通園制度ということで、国の方で始まるからということで、国が想定しているのは、地方に行きますと保育園の定員に空きが多くあったりして、その場所をどうやって入れていくかということもあろうかと思えます。

そういった意味では船橋市は逆で待機がまだいるということで、誰でも通園制度ができてしまうと、さらにそれをどう入れていくのだと、さらに保育士の負担、保育園の負担が高まっていくのではないかと、いうところだと思っております。

ただ、この事業自体の背景・目的や制度の内容に関しましては、大変共感できるし、大切だと思っております。

幼稚園の現状を話しますと、現在、船橋市全体で、平均で定員の半分が空いている状態でございます。そういう意味では幼稚園を活用してこのこども誰でも通園制度がうまく作れるかもしれないということでもありますけども、そういったところを市の方としっかりと連携していただいて、ご相談させていただきたいと思っております。

○佐藤専門分科会長

はい、ありがとうございました。
それでは他、よろしいでしょうか。

(4) 船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）

○佐藤専門分科会長

続いて議題の4点目、「船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）」になります。
児童相談所開設準備課よりご説明をお願いいたします。

○児童相談所開設準備課長

児童相談所開設準備課でございます。

資料3「船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）」という資料をご覧ください。

現在の進捗報告等をご報告させていただきます。

船橋市は船橋市のすべての子ども達の安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点として、市児童相談所開設に向けた取り組みを進めております。

主な経緯と進捗状況についてです。

令和3年4月、整備地及び敷地面積を決定。

令和3年7月、「船橋市児童相談所基本構想」を策定。

令和4年3月、「船橋市児童相談所新築工事基本・実施設計」に着手。

令和6年6月、工事契約議案の可決、工事契約の締結。

令和8年7月の開設を予定しております。

2の現在の状況と今後の予定についてです。

まず、施設整備につきましては、当初の予定では令和8年4月の開設に向け、令和6年3月に工事契約を行う予定で進めておりましたが、入札の不調により令和6年4月に改めて入札の報告を行いました。

6月28日に工事契約を締結し、7月から建設工事に着手しており、現在は基礎工事を行っております。

竣工は令和8年3月を予定しております。

人材の確保・育成についてでございます。

児童相談所に必要な職員は多岐・多数にわたることから、総務部と協議の上、開設までの研修期間等を考慮して計画的な配置を進めております。

また、他自治体への派遣研修については、令和6年10月現在、11自治体に33名の職員の派遣を行っております。

千葉県との協議についてです。

児童相談所設置中核市として県より移譲される350項目程度の業務について適正に引き継ぐことができるよう、庁内各課において協議・調整を行っております。

また、人事交流や入所施設に関する事項など様々な事項につきまして、県市児童相談所設置検討会議を設置し、継続的に協議を行っております。

裏面をご覧ください。

政令指定の要請です。

中核市である本市が児童相談所を設置するには、政令を改正し、児童相談所設置市に指定される必要があります。そのため、令和7年1月14日付でこども家庭庁に対し本

市を児童福祉法に規定する児童相談所設置市として政令で指定することを要請いたしました。

3の児童相談所の整備概要についてです。

建設地は、若松2丁目です。下の周辺図にお示ししておりますが、JR南船橋駅から徒歩約6分のところに位置しております。

敷地面積は約3,000㎡、鉄筋コンクリート造地上3階建て、延床面積約3,600㎡です。完成イメージ図は北東側から見た鳥瞰図となっております。

ご報告は以上となります。

○佐藤専門分科会長

ご説明、ありがとうございました。

それでは、児童相談所開設準備におきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いします。

オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

よろしいでしょうか。

はい。それでは、順調に準備も進んでいるようですので、このまま開設に向けてご準備いただきたいと思います。

(5) 第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(案)について

(6) 船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし(第2次)」(案)について

○佐藤専門分科会長

それでは続いて、議題5点目の「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(案)について」と、議題6点目の「船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし(第2次)」(案)について」ですが、こちらの議題は、こども政策課及び地域保健課より続けてご説明をお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

まず議題5「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(案)について」でございます。

資料4-1は計画案、4-2はその概要となっておりますが、本日は概要、資料の4-2を用いてご説明いたします。

本計画は、これまで個別に推進しておりました「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」、「第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」、こどもの貧困解消に向けた取り組みをまとめた「親子のしあわせ応援プロジェクト」の3つを統合し、一体的な計画と

して策定するものです。

計画案については、条例により設置している会議体であり、法律で計画策定に際し意見を聞くこととされている「船橋市子ども・子育て会議」において、ご意見を伺いながら作成してまいりました。

児童福祉に関わる計画であるため、児童福祉専門分科会でもご報告をさせていただきます。

では、概要版の1ページをご覧ください。

計画案は6つの章で構成されております。

まず、第1章では、計画の法的位置づけや計画期間などを掲載しています。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、2ページに進んでいただきまして、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の計4つの計画として位置づけております。

3ページをご覧ください。

計画期間は令和7年度から11年度までの5年間としております。

4ページをご覧ください。

続いて、第2章では、こども・子育てを取り巻く状況を掲載しています。

本市の傾向として、人口は増加していますが、未成年人口は減少しています。

5ページをご覧ください。

母親の就労状況の比較でございます。就労している母親の割合は年々増加傾向であり、今後の就労を希望する割合はフルタイム、パートタイム、アルバイトなどの合計を見ますと、実態よりもさらに高くなっている傾向があります。

6ページをご覧ください。

第3章では計画の基本的な考え方を掲載しています。

本計画は、『「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とし、「こども」、「親・家庭」、「地域・社会」の3つの基本理念を掲げています。

この基本理念のもと、右側に記載の11の基本施策を設けるとともに、横断的施策としてこどもの貧困対策を位置づけており、基本施策ごとに様々な施策を展開することとしております。

7ページをご覧ください。

第4章は、11の基本施策を掲載しています。

各基本施策の構成は、現状や背景、現状から考える課題、施策における主な取り組みと指標、関連する取り組みを基本としています。

8ページをご覧ください。

各基本施策の概要です。

「基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実」の取り組みとしては、教育・保育施設等の整備促進、保育士の確保などを位置づけております。

「基本施策2 こどもの健全な育成の充実」では、こどもの居場所づくりや学習機会・

学習スペースの提供など、「基本施策3 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実」では、発達に関する相談体制の充実、障害児支援の提供体制の充実などを位置づけております。

9ページをご覧ください。

「基本施策4 母子保健の充実」では、妊産婦の健康診査の推進、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進などを位置づけております。

「基本施策5 親子のふれあいの場づくり」では、地域子育て支援拠点機能の充実など、「基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実」では、利用者支援事業の充実、相談体制の整備・充実などを位置づけております。

10ページをご覧ください。

「基本施策7 ひとり親家庭等の自立支援の推進」では、相談機能の強化・情報提供の充実や、子育て・生活支援の充実など、「基本施策8 経済的支援の実施」では、経済的自立への支援、低所得者への経済的支援の実施（情報提供と周知の徹底）、などを位置づけております。

11ページをご覧ください。

「基本施策9 子育てを支援する地域社会づくり」では、関係機関の連携強化、子育て支援ネットワークの構築などを位置づけております。

「基本施策10 児童虐待防止対策の充実」では、児童虐待の発生予防策の充実、児童虐待相談体制の充実など、「基本施策11 仕事と家庭の両立支援の推進」では、男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現のための啓発を位置づけております。

続いて、12ページをご覧ください。

こちらは第5章です。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を掲載しております。

量の見込みとは、各施設や事業への需要について、実績や希望などを踏まえて算出した需要量の見込みのことです。また、確保方策とは、この量の見込みに対する供給体制のことです。

この量の見込みと確保方を設定する事業は、下段のように定められています。

大きく分けて二つあります。一つは教育・保育という認定こども園、幼稚園、保育所などについてです。もう一つが地域子ども・子育て支援事業という各種事業についてです。

13ページをご覧ください。

まず、教育・保育の量の見込みと確保方策についてです。

赤枠の利用率をご覧ください。これまでの実績値を踏まえすと、令和11年度まで増加傾向が継続するものと見込んでいます。

就学前児童数は減少傾向にあります。それを上回る保育利用率の上昇によって、保育需要の増加が見込まれるため、引き続き提供体制を整備してまいります。

14ページをご覧ください。

こちらは、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策です。

こちらは国の手引きなどによって、箇所数や人数、回数など、事業ごとの指標を設定しております。

例えば、(3) 放課後児童健全育成事業、いわゆる「放課後ルーム」ですが、令和11年度の量の見込み「6,366人」に対して、確保方策は「6,920人」となっております。

続いて、15ページをご覧ください。

こちら地域子ども・子育て支援事業ですが、(19)の乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」など、新たに掲載される事業もございます。

16ページをご覧ください。

最後に、第6章です。計画の推進に関することを掲載しております。

本計画は、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、子ども・子育て会議において報告させていただくとともに、今後各事業を実施していく中で、当初の見込みと実績が大きく乖離してしまった場合、必要に応じて見直しを行うこととしています。

また、来年度、新たな計画として、「(仮称)船橋市こども計画」を策定する予定ですが、こちらは本計画と参照し合うことにより策定することを想定しておりますので、そのことを記載しています。

以上が計画案の概要でございます。

来週水曜日に開催予定の、子ども・子育て会議に、最終的な計画案をお示しし、今年度中の計画策定を目指します。

来年度以降については進捗管理をしっかりと行い、引き続き子育て環境の整備・充実に努めてまいります。

こども政策課の説明は以上です。

続けて地域保健課より議題6の説明がございます。

○地域保健課長

地域保健課です。

それでは、議題6「船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし(第2次)」(案)について」ご説明させていただきます。

まず、成育医療等に関する計画の背景・位置づけについて、本日お配りしたA4カラー1枚の資料「成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について」に基づいてご説明させていただきます。

上の表は国のスケジュールになります。表の上から2段目の「健やか親子21(第2次)」こちらが「現すこやか親子ふなばし」の基になった「国民運動計画」です。

表の一番上の段、国が令和5年に「成育医療等基本方針」を改定し、従来の「健やか親子21」がこの方針に基づく「国民運動計画」に位置づけられることになりました。

そのことにより、上から3段目「成育医療等基本方針を踏まえた計画」を各自治体において令和6年度以降策定していくことになりました。

次に、下の表「船橋市のスケジュール」をご覧ください。上から2段目のピンクの矢印、現母子保健計画「すこやか親子ふなばし」は令和6年度が最終年になります。そのため、その下の段の黄色の矢印、令和7年度から国の方針に沿って、船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし(第2次)」と名称を変更し、令和11年度までの計画を策定することといたしました。

なお、策定にあたっては、母子保健計画及び母子保健事業に関する事項について調査検討する目的で設置されている「船橋市母子保健連絡協議会」において有識者のご意見を反映させて策定を進めてまいりました。

それでは、本計画案につきまして、概要版の資料を用いましてご説明させていただきます。

概要版を1枚めくりまして、2ページをご覧ください。計画策定の趣旨でございます。

現母子保健計画「すこやか親子ふなばし」の計画期間が終了することに伴い、成育医療等基本方針を踏まえ、本計画を策定いたします。

成育医療等基本方針とは、成育基本法に基づく「成育医療等」、詳しくは「妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健等のサービス等」を言いますが、これらの施策の推進に向けた基本的な考え方や基本的な事項等について示されたものです。

本計画は、船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」を引き継ぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を目指しております。

下の段に行きまして、船橋市の母子保健に関する現状をデータで示しております。

一番上の表は急速な少子化が進んでいる状況を示しています。

真ん中の表は千葉県の平均初婚年齢の表になりますが、晩婚化が進んでおります。

一番下の表、こちらは各健診の際に行っている問診票の数値になりますが、「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」ですが、4か月児健康相談や、1歳6か月児健診、3歳児健診、その際にアンケートをしたところ、いずれも90%を超えております。この数値を維持していくためには、切れ目ない子育て支援が重要と考えております。

3ページをご覧ください。計画の基本理念です。

基本理念は、「すべてのこどもが健やかに育つまち船橋」としました。

船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」を引き継いでおります。

母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点であり、次世代を担うこども達を育てるための基盤となります。また、こどもが健やかに成長するためには、安心して子育てができるまちづくりが重要です。

下の段に行きまして、5つの基本目標です。

基本理念を実現するために「成育医療等基本方針」の趣旨を踏まえて、成育過程とそれを取り巻く環境ごとに5つの基本目標を設定しています。

基本目標Ⅰとして「妊産婦等への保健施策」、基本目標Ⅱとして「乳幼児期における保健施策」、基本目標Ⅲとして「学童期及び思春期における保健施策」、基本目標Ⅳとして「生涯にわたる保健施策」、基本目標Ⅴとして「子育てやこどもを育てる家庭への支援」としました。

4ページをご覧ください。計画の構成ですが、5つの基本目標ごとに「現状と課題」、「目指す姿」、「指標と目標値」、「目標に向けた取り組み」、それに対応する「事業」を掲載しております。

評価指標については、国が成育医療等基本方針において示したものについては全て網羅し、市独自の指標も追加しました。また、5年後の目標値を設定しております。

それでは、基本目標ごとに主なものをご説明いたします。

基本目標Ⅰ「妊産婦等への保健施策」では、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築」を基本目標としています。

「現状と課題」として、急速な少子化の進展や核家族化など妊産婦を取り巻く環境の変化などにより、妊産婦の産後うつや子育て中の父親・母親の孤立が問題になっています。

「目指す姿」は、妊産婦が心身の健康管理により健やかに過ごすことができるとしました。

「指標と目標値」ですが、市が行う環境整備・取組み、いわゆるアウトプットを行うことによって、下の健康水準・健康行動、いわゆるアウトカムにつながるという流れで指標と目標値を設定しています。

例えば、アウトプットとして「産婦健康診査で支援が必要な方において、医療機関と情報共有する体制がある。」そのことにより、アウトカムの「産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合」が現在7.6%ありますが、減少していくことを目標にしています。

「目標に向けた取組み」では、「医療機関との連携の充実を図る。」「産後ケア事業等を通じて産後の負担の軽減を図る。」としており、対応する事業が、「産婦健診」や「産後ケア事業」となります。

5ページにまいりまして、基本目標Ⅱ「乳幼児期における保健施策」では、「目指す姿」として「こどもが健診を受診することで、健やかに成長することができる。」としております。

「指標と目標値」のアウトカムでは、各乳幼児健康診査等の受診率を掲載しております。

「目標に向けた取組み」では、「1か月児健康診査」や「5歳児健康診査」を実施検討中として記載し、切れ目のない乳幼児健康診査の体制を整備してまいります。

6ページをご覧ください。

基本目標Ⅲ「学童期及び思春期における保健施策」です。

「現状と課題」ですが、学童期・思春期に健康に関する正しい知識を身に着けることが、生涯の健康づくりのための行動変容に向けた大事な一歩としております。

「指標と目標値」では、アウトカムとして、市が思春期を対象とした健康講座を実施した学校数が現在2校となっておりますが、今後は学校にも働きかけもっと増加させていきたいと考えております。

「目標に向けた取組み」では、学童期・思春期から健康管理を行えるよう、健康教育やプレコンセプションケアを推進するとしています。

「プレコンセプションケア」とは、国の成育医療等基本方針において取り組むべき課題として取り上げられており、若い世代から取り組んでもらいたいヘルスケアであります。こどもを持つ、持たないに関わらず、早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を身につけて健康的な生活を送ることで、将来の妊娠やからだの変化に備えて自分の健康と向き合うこととされています。

また、フッ化物洗口などの取組みもさらに推進していきます。

7ページをご覧ください。

基本目標Ⅳ「生涯にわたる保健施策」です。

「現状と課題」ですが、ライフステージによって健康課題が異なるため、各ライフステージに応じた健康管理ができるよう、取り組みを推進していく必要があります。

「目標に向けた取り組み」として、先ほどのプレコンセプションケアをはじめ、女性のライフステージの変化に応じた相談支援、知識の普及を行ってまいります。

8ページをご覧ください。

基本目標Ⅴ「子育てや子どもを育てる家庭への支援」です。

「現状と課題」ですが、父親の育児休暇取得により出産や育児への関りが増える一方、父親の産後うつといった課題も発生しています。また、虐待の未然防止も含め、子育て世代の親を孤立させないよう見守り支えることが必要です。

「指標と目標値」ですが、アウトカムでは、「育てにくさを感じた時に対処できる親の割合」を掲載し、「主な取り組み」として家庭訪問や子育て相談などを実施し、「育てにくさを感じる保護者への支援の充実」を図ってまいります。

最後のページになりますが、「計画の推進体制」です。

有識者による「船橋市母子保健連絡協議会」において、毎年、本計画の達成状況等の進捗管理を行ってまいります。

「計画の評価」ですが、計画の終了年である令和11年度に最終評価を行ってまいります。

以上が、計画案の概要でございます。

本計画案については、昨年12月からパブリック・コメントを実施し、いただいた意見を付して1月30日に船橋市母子保健連絡協議会にお諮りしたところです。

今後、最終調整を行い、今年度中に策定する予定です。

地域保健課からの説明は以上となります。

どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございました。

それでは、議題の5と6、それぞれの計画について、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いします。

オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

小出委員、お願いいたします。

○小出委員

小出です。

すこやか親子ふなばし（第2次）のところでお伺いしたいのですが、現在の計画では子どもが安全に過ごすことができるまちを目指すということで、事故予防対策の推進が重点課題として掲げられているのですが、本計画ではその項目数とかふられている箇所が全然なくなってしまうと思うのですが、やはり事故を減らして子どもが安全に過ごすということはとても重要で現計画は特にいいなと思ったのですが、なぜ今

回の計画でこの点がなくなってしまうのかをお聞かせいただければと思います。

○佐藤専門分科会長

お願いいたします。

○地域保健課長

地域保健課でございます。ご質問ありがとうございます。

現母子保健計画では、確かに重点課題としまして事故予防対策の推進ということで、事故を予防し、こどもが安全に過ごすことができることを目指す姿として事業等を実施してまいりました。

今回、掲載しなかった理由でございますが、今年度母子保健計画の最終評価を行いまして、事故予防の重点課題につきましては、概ね達成または改善しているという評価が出ております。これまで事故で病院にかかったことがある児の割合を指標としていましたが、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査でお聞きしているところでも、ともに改善をしているため、本成育医療等に関する計画では事故予防の取り組みは継続しつつ、基本目標Ⅴの子育てやこどもを育てる家庭の支援に包含して取り組んでいくこととさせていただきます。

ただ、確かに事故予防対策は重要なことですので、今後とも例えばチャイルドビジョンという、お子さんの視点を大人が理解してその見え方の違いを感じるという、そういったものを用いた健康教育の実施や母子健康手帳には誤飲とか窒息の防止スケールを掲載しておりますけれども、そちらの使用法の説明とか、幼児健診等での事故予防の啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

松崎委員お願いいたします。

○松崎委員

松崎です。

すこやか親子ふなばし（第2次）概要版の8ページのところですけれども、「育てにくさを感じる保護者への支援の充実を図ります」というところの一番下の表ですが、以前も子ども・子育て会議で発言をさせていただいたことがあるのですが、保護者への支援というのはとても大切だと思いますが、こういうところで育てにくさを感じているお子様のこともよく見ていただいて、保育園とかに通っていれば、ぜひそういう機関と連携を取っていただいて、こどもが早く支援に繋がるような体制をぜひ取っていただきたいと思います。個人情報保護とか、そういうことも必要だと思うのですが、こどもの支援を真ん中に考えたときには、保護者の不安を和らげるためにも、こどもの支援を先に繋げてほしいと思っていますので、ぜひ連携が図れるように、これを実現させてほしい

と思っています。

よろしくお願いいたします。

○佐藤専門分科会長

はい、ありがとうございます。

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

松本委員お願いいたします。

○松本委員

松本です。

今の松崎委員のご発言にも関連することですが、こども家庭庁が推進しようとする5歳児健診が来年度はなかなか難しくなったという情報をいただいておりますけれども、松崎先生が今おっしゃったように、こども自身が困っているところを支援に繋げていくのに、おそらく一番効率的である取り組みがおそらく5歳の時に困っているお子さんを、就学をどうするかということにつないでいくということだと思いますので、引き続き議論が続けばいいなと願っております。

それから、船橋市のこどもの数に関するグラフを見させていただいておりますけれども、私最近、県の方でもお仕事をさせていただいております、県だとか日本のこどもの数のグラフも目にするのですが、船橋市は減っていますけれども、他の地域の減り具合に比べたら全然減っていないです。他の市町村のグラフを見るとガクンとこどもの数が減っております。近隣の市は似ていますが、全国的な傾向から見ると船橋市のこどもは全然減っていかないということで、船橋市独自の対策というものが必要になってくると思います。

その中でご家族支援もそうなのですが、保育士さんだとか、こどもの育ちに関連するマンパワーの不足というのは今後かなり深刻になってくると思われまして、こどもの数が保っていける船橋市だからこその深刻な悩みに恐らくなってくると思いますので、こどもに関わるお仕事される方の確保ですとか、そういう方に集まっていたりするような施策ですか、魅力ある船橋市の子育て環境ということ、ぜひ目指していただきたいと感じております。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございました。

他、よろしいでしょうか。

オンラインの委員の方もよろしいでしょうか。

尾木委員お願いいたします。

○尾木委員

はい、ありがとうございます。

成育医療ということで、医療と書いてあるので。

幼稚園の現場で何が一番困っているかということ、発達支援児さんへの援助です。発達

支援の子がこの10年間で倍増していると。この原因等は色々な説があるわけですが、例えばこの10年間でお母さんの就業率が45%から73%で28%上昇して、またフルタイムの就業割合も増加している。それによって子育てとの両立が大変になってきていることも一因なのかなであったりとか、医療的な説なので私は門外漢ですけども、父親の高齢化、お母さんじゃなくて父親の方の高齢化によって特性のある子が生まれる発生率が高くなるというような研究も報道されていると伺っております。

今、小学校に上がれば発達支援事業所等の連携施設ですとかがどんどん拡充されてきている、やっつけてくださっていると基本的に感じているのですが、幼稚園にいて感じるのは特性のある子のお医者さんの診断というのは5歳以降、6歳以降、小学校に上がる時に診断されるケースが多いです。以前は、同じ子なのですけども、診断されていないということになって、それで十分なケアが受けられないというか、3～6歳の間くらいのお子さんは言語を獲得して、だんだんと抽象化思考ができるようになっていく過程において、コミュカが低いことが原因で嘔んでしまったりとか、喧嘩してしまったり、引っ掻いてしまったりとか、トラブルを起こして幼稚園に行きたくなくなってしまうとか、小学校で不登校になったりとかということがあります。

特別支援に関して、診断前なのでどう支援するのという話ではあるのですが、早期発見、早期に取り組んでいくということが一番大事で、やはり専門家がこどもとよく話をして、なぜそういう行動をとってしまったのかということをやっつきとこどもと一緒に解決していくと、こどものポケットがどんどん増えていって、あまりトラブルを起こさなくて済むという。だから、体制を強化してもらいたい、3～6歳の早期発見、早期支援というのを強化するという視点を入れていただきたいと思っています。

それから、最初に松崎先生がおっしゃっていた情報のハブ化みたいなことについても困っております、児相さんとかも関係してくると思うのですが、何かあった時になかなか今の状況を教えていただけなかったりですとか、保護者を通して聞いてくださいというような、保護者の方にこういった情報提供をしてくださいという紙を出しますねとか、判子を押してくださいとか色々デリケートな中でやっている中でそれをやっていくことが少し難しいときもあるのですね。先ほど、松崎会長がおっしゃったとおり、個人情報保護法とかプライバシーとかの問題もいっぱいあるのですけれども、専門家同士の知識共有とか、必要な支援に関してはそういったことも乗り越えて一歩進んでやっていく時期にきていて、この10年で倍増していますので、今すごく増えている直近の課題なのだとすることを意見として述べさせていただきます。

○佐藤専門分科会長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。
松本委員お願いいたします。

○松本委員

医療の方から補足させていただきますと、一応、今のところ医学的に病気としての発達障害というのですかね、「遺伝的な」と医学ではいうのですが、素因としての発達障害の数はおそらく増えてはいないだろうと言われております。

ただ、やはり養育環境の変化で多少の個性の範囲内であるような特性でしたり、そういったところの育ちの支援ですね、保護者さんの養育の力の問題もありますし、そういった点でやはり特性が目立ってしまうお子さんが増えていたり、ご自分でもご家庭でもどうしたらよいか分からないというお子さんが増えているというのが現状だと思いますので、そうすると、この計画にもありますように、ご家庭の子育ての支援というものがとても大切になってくると思いますので、ぜひみなさんで頑張っていけたらと思います。

先ほど触れるのを忘れてしまったのですが、すこやか親子の最後の方に母子保健連絡協議会のお話が出ていますが、外国人のお子さんがとても増えていて、その方たちが取り残されないかというのを少し懸念していますので、これらの計画を推進していく際にも、これらの外国のお子さんは貴重な日本で育っていくお子さんだと思いますので、取りこぼしのないように見守っていただけたらと思っています。

○佐藤専門分科会長

大変貴重なご意見ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

はい。お願いいたします。

○松崎委員

いま、松本委員がおっしゃっていた外国籍のこどもが、保育園にもだんだんと増えてきている現状です。文化の違いで給食が食べられなかったりとか、現場の負担というのはそこでもまた増えているのだらうなと思うのですが、そこは保育の現場としてもこども達のためにやれることはやっていくのですが、実はお父さん、お母さんとのコミュニケーションが取りにくくて、家庭の実態がなかなか見えにくいというところが非常にありまして、どんな生活をしているのかがなかなか見えないので、例えばですけど、収入面ですとかそういったことで苦しんでいるのか、苦しんでいないのかも分からないという状況があるので、そういうところの支援というのも、どういったところで行うかは私の方では分かりませんが、そういったところも今後考えていかなければいけないのかなと思います。

船橋市の人口が1,000人増えていますが、日本人が減っていて外国人が増えているというのが多分、現状だと思います。ちょうどホームページに載っていたと思うのですが、うろ覚えですみませんが、日本人が1,000人ほど減っていて、外国人が2,000人くらい増えているというような状況だったと思います。そういう状況の中では色々な形で支援をしていかなきゃいけない方たちも出てくるのではないかなと思います。ひとつの意見として。

3. 閉会

○佐藤専門分科会長

はい、皆様、活発なご意見ありがとうございました。本日の議事は以上となります。事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

○事務局（こども政策課長補佐）

ご審議ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

次回の開催でございますが、日程は未定となっております。開催通知及び出欠席については、後日、事務局より連絡いたしますので、その際にご予定くださいますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○佐藤専門分科会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

皆様、お忙しい中ご参加いただきありがとうございました。